

議第119号

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 8 年 9 月 17 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例

滋賀県使用料および手数料条例（昭和24年滋賀県条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表第43（22）の2の3の項の次に次のように加える。

（22）の2の4 法第60条の4第1項第3号の規定に基づく建築物の容積率もしくは建築面積または同条第2項ただし書の規定に基づく建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査の手数料	160,000 円
---	-----------

付 則

この条例は、この条例の公布の日または都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第23号）の施行の日のいずれか遅い日から施行する。